

習志野市公共施設再生基本条例の改正について

公共施設の老朽化対策については、平成 26 年 4 月に、総務省から全国の地方公共団体に
対し、地方公共団体が所有する学校、公民館、図書館などの建築物及び、道路や上下水道
などのインフラ施設を対象として「公共施設等総合管理計画」の策定要請がありました。

本市では、この要請を受け、平成 28 年 3 月に「習志野市公共施設等総合管理計画」を
策定しました。

今回の条例改正は、現在の条例が公共建築物のみを適用対象としていることから、この
計画の実行性を高めるため、インフラ施設を追加するものです。

併せて、インフラ施設の老朽化対策の財源を確保するため、習志野市公共施設等再生整
備基金条例における、基金の積立額の増額を可能とする条例改正を行います。

なお、条例改正にあたっては、用語を法律と合わせるための措置を行っていますが、対
象施設は習志野市公共施設等総合管理計画の対象施設に変わりはありません。

《条例改正案の概要》

◎ 公共施設に加え、インフラ施設の老朽化対策を実施するため次のとおり改正するものです。

1. 「習志野市公共施設再生基本条例」の改正

(1) 題名の改正

「習志野市公共施設等再生基本条例」とします。

(2) 対象施設の追加

現在「公共施設」（建築物）を条例の適用対象としているところ、中長期的な視点に立っ
てインフラ施設の再生を遂行するため、新たに次の施設を追加します。

インフラ施設

- ・ 道路、都市公園等の土木施設
- ・ 下水道
- ・ 水道施設
- ・ ガス工作物

2 「習志野市公共施設等再生整備基金条例」の改正

インフラ施設の老朽化対策の財源に充てるため、基金として積み立てる額を改正します。

改正前	改正後
<p>・ <u>1 億円</u></p> <p>・ 公共施設等の再生整備に係る寄附金</p> <p>・ 一般会計における不動産売払収入額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>・ <u>1 億円以上</u></p> <p>・ 公共施設等の再生整備に係る寄附金</p> <p>・ 一般会計における不動産売払収入額のうち、一般会計歳入歳出予算に定める額</p>

(施行期日)

公布の日から施行します。